

岡崎市社会資本整備総合交付金評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市社会資本整備総合交付金評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市の社会資本整備総合交付金事業について、国が定めた旧「まちづくり交付金事後評価実施要領」に基づいて委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の役割は次の各号のとおりとする。

(1) 事後評価手続き等に係る審議

委員会は、事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果についてその妥当性を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うことができる。

(2) 今後のまちづくり方策等に係る審議

委員会は、今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うことができる。

(組織)

第4条 委員会は委員5人以内で組織する。

2 委員は、都市計画やまちづくりに関し識見を有する者のうちから委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験を有する者のうちから市長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議の議長は、委員長が務める。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、「岡崎市附属機関等の会議の公開に関する要領」(平成16年4月制定。以下「要領」という。)第2条に基づき、原則、公開とする。ただし、当該会議が岡崎市情報公開条例(平成11年岡崎市条例第31号)第7条に規定する非開示情報(以下「非開示情報」という。)を含む事項について審議等を行う場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合、委員長が必要と認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

- 2 会議の公開に必要な事項は、要領の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月29日から施行する。